【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年６月27日
【会社名】	あんしん保証株式会社
【英訳名】	Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　雨坂　甲
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目11番８号
【電話番号】	03-3566-0440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当　中西　光明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番８号
【電話番号】	03-3566-0440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当　中西　光明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成30年６月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年６月20日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ　配当財産の種類

金銭

ロ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　２円00銭 総額 35,953,200円

ハ　効力発生日

平成30年６月21日

第２号議案 定款一部変更の件

イ　提案の理由

当社は、今後営むことが出来る業務範囲の見直しが実施された場合でも機動的に対応することを可能とするため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

ロ　変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条（現行どおり）
１～７．（条文省略）	（現行どおり）
（新　設）	８．電気通信サービス及び放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
（新　設）	９．電力の小売りに関する業務
（新　設）	10．ガスの小売りに関する業務
８．　（条文省略）	11．（現行どおり）

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

雨坂甲、海原範隆、中西光明、西田忠広及び佐藤正之を取締役に選任するものであります。

第４号議案 監査等委員である取締役１名選任の件

伊藤孝二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

伊賀幸一を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第６号議案 会計監査人選任の件

ひびき監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金の処分の件	140,616	1,187	0	(注) 1	可決　99.10
第２号議案 定款一部変更の件	140,949	854	0	(注) 2	可決　99.33
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件					
雨坂　甲	140,147	1,656	0	(注) 3	可決　98.77
海原　範隆	140,119	1,684	0		可決　98.75
中西　光明	140,174	1,629	0		可決　98.79
西田　忠広	137,383	4,420	0		可決　96.82
佐藤　正之	137,358	4,445	0		可決　96.80
第４号議案 監査等委員である取締役 １名選任の件				(注) 3	
伊藤　孝二	132,747	9,056	0		可決　93.55
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件				(注) 3	
伊賀　幸一	130,274	11,529	0		可決　91.81
第６号議案 会計監査人選任の件				(注) 1	
ひびき監査法人	140,519	1,284	0		可決　99.03

(注) １．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。